

千葉市立海浜病院輸血療法委員会要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における安全で適正な輸血療法を実施するため、千葉市立海浜病院輸血療法委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所轄事務及び会議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 輸血療法の適応と適正使用推進に関すること。
- (2) 血液製剤の確保等に関すること。
- (3) 輸血療法に関連する検査に関すること。
- (4) 輸血療法に伴う事故、副作用および合併症の把握と対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、輸血療法に関すること。

2 委員会は、委員長が原則として、年6回以上これを招集する。

3 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医長以上の医師
- (2) 臨床検査科技師
- (3) 薬剤師
- (4) 看護師又は助産師
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、診療局診療科医師の統括部長又は部長をもって充てる。
- 3 委員長は、診療科医師の統括部長又は部長及び臨床検査技師より各1名を副委員長として任命する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、診療局臨床検査科において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。